

令和6（2024）年度 第2回 多文化共生推進委員会

東京都生活文化スポーツ局



指針改定の進め方

指針の改定に向けた進め方・スケジュール（一部修正）

- 多文化共生推進指針改定にあたっての進め方、スケジュールは以下のとおり。

	2024年度					2025年度
	第1回	第2回	第3回 (書面開催)	第4回 (書面開催)	第5回	公表
時期 (予定)	6月24日	9月12日	10月～11月頃	令和7年1月頃	令和7年2月頃	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指針改定の考え方 ✓ 改定指針の基本目標・施策目標 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指針改定の進め方 ✓ 多文化共生社会づくりを担う各主体の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 素案確定に向けた議論 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 素案の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指針案の確認 	

東京都多文化共生推進指針改定について

基本的な考え方・方向性

- 現行指針策定以降、新型コロナウイルスの感染拡大、激甚化する自然災害、デジタル化の急速な進展など社会経済情勢は大きく変化
 - 都内在住外国人の人口や割合も増加、今後も大幅な増加が見込まれる
 - 国は、人口減少による人材不足の深刻化を踏まえ、外国人受入れ施策の転換を推進（「特定技能」在留資格の創設、出入国管理庁の発足等）。
 - しかし、**多文化共生に係る法整備など、基本的な体制（法律、組織、予算）が整っていない**
- ✓ 今後、日本が将来抱える課題に東京がいち早く直面する中、国際的な都市間競争において遅れをとり、人材の国外流出を防げなくなるなど東京の持続可能な発展が望めなくなる
 - ✓ 誰もが住みやすい都市にならなければ、外国人が地域や社会に適応できず孤立化し、社会との断絶や軋轢が発生。社会不安を増長しかねない
 - ✓ 推進委員会では、現状や危機感を踏まえ、東京の将来をどのような社会にしていくべきかを議論

【委員会での意見】

- 東京が抱える課題に対応し、施策に反映していくためには、現行指針以降に設置された財団や、コロナ禍やウクライナ避難民支援を通じて顕在化した、多文化共生社会の担い手（町会・自治会、社協など）の役割を定める必要
- 日本の首都である東京が、自治体の課題や声を国に届け、国の多文化共生の取組の充実につなげるべき

全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現に向け
社会情勢の変化や新たな担い手の顕在化を踏まえ、**各主体の役割を改めて整理し、指針に反映する**

基本目標

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現

施策目標 1

全ての外国人が活躍できる社会の仕組みづくり

外国人が持てる能力を最大限発揮し活躍できる環境を整備、住民の一人として外国人が地域社会へ参加を促進

施策目標 2

ライフステージそれぞれの悩みを抱える外国人への包括的サポートの充実

子供、若者、高齢者など各ライフステージにおいて必要となる支援を切れ目なく行い、東京で安心安全に暮らすことができるよう支援策を充実

施策目標 3

互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支え合える意識の醸成

外国人を含む全ての人が互いの文化を尊重すると共に、日本のルールや習慣への理解を促進し、共に支え合う意識を醸成

施策の展開例

- 日本語教育を通じた地域とのつながりづくり
- 日本語を母語としない子供の教育の充実やその困りごと等を地域で解決できる体制を整備
- あらゆる場面における外国人当事者の社会参画・活躍促進
- 外資系企業の東京進出支援
- 留学生等外国人の就業・起業支援

施策の展開例

- 生活情報等の一元的な提供
- 少数言語に対応し、都域全体で受け止められる相談体制の整備
- 民間団体が実施する外国人支援事業の支援充実
- 多様なニーズ対応するため包括的にコーディネートする人材の育成
- 地域福祉における外国人対応
- 医療機関等における外国人対応の充実
- 交通機関等の多言語対応の充実

施策の展開例

- やさしい日本語によるコミュニケーションを通じた地域の中での多文化共生意識の醸成
- 多文化共生意識/防災意識の普及・啓発と地域で相互協力できる関係づくりの醸成
- 人権意識の醸成と国内外への発信
- 多様な価値観を受け入れる意識の醸成

各主体の役割について

多文化共生社会を実現するための各主体の役割

現行指針上の役割

国

【国】

多文化共生社会の形成に向けた体制整備を進め、高度人材や留学生の受入れの促進や、安全・安心な社会の実現に向けた出入国管理の的確な対応を図るとともに、**地方公共団体が取り組む様々な多文化共生施策に対して、関係省庁の緊密な連携のもと総合的なサポートを行うことが求められる。**



状況変化

○ 外国人受入施策の方針転換

人材不足の深刻化を受け、外国人材を専門分野等に限定せず幅広く受入れ

- ・改正出入国管理及び難民認定法成立（2018.12）
- ・新たな在留資格「特定技能」による受入れ開始（2019.4）、「特定技能2号」の分野拡大（2023.8）、「育成就労制度」の創設（2027）

○ 外国人材の**適正・円滑な受入れと共生社会の実現**に向け、在住外国人支援をはじめとする**総合的対応策**を決定（2018）、ロードマップ策定（2022）

- ・外国人在留支援センター（FRESC）の開設（2020）、外国人支援コーディネーター養成研修（2024）
- ・日本語教育推進法の制定（2019）、日本語教育基本方針の策定（2020）、日本語教育機関認定法の制定（2024）

 医療、福祉、教育、就労等の外国人支援策が省庁ごとに実施されており、多文化共生推進に係る省庁横断的な専管部署の設置を含め基本的な体制が整っていない

国の役割

- **外国人材の適正な出入国管理**
- **多文化共生施策の推進に関する法制定など基本的な体制づくりの整備**
- **財政支援等をはじめとする地域における多文化共生推進への積極的な支援**

多文化共生社会を実現するための各主体の役割

現行指針上の役割

東京都

【都】

広域自治体として区市町村の取組を支援し、区市町村単独では対応が困難な課題等について取り組むと共に、都内の多文化共生に関わる様々な団体の連携・協働を推進する。

- ・多様な主体が実施している多文化共生関係の取組についての情報を収集し、情報を必要する人が容易に取得できる仕組みを構築する。
- ・都民全体に多文化共生の意識が浸透するよう広域的な普及啓発を行う。
- ・地域における外国人の多様なニーズにきめ細かく対応する区市町村等の、教育・医療・福祉・労働・防災等多岐にわたる分野を包括的にコーディネートする専門人材を育成する。
- ・大使館や外国人支援団体、有識者などから、外国人のニーズなどを収集し、施策に反映させる。

【東京都国際交流委員会】

都における多文化共生・国際交流事業推進の中核的な役割を果たすため、国際交流協会や外国人支援団体等の事業に対する支援やコーディネート機能を強化するとともに、団体間のネットワークの充実や協働の推進に取り組むことが必要である。

状況変化

- 都内在住外国人は新型コロナウイルス流行に伴う一時的な減少があったものの、2016年以降、2024年までの8年間で約20万人急増（2016：45万人→ 2024：65万人）。またその割合も3.3%から4.7%に増加。
- 多文化共生社会づくりと共助社会づくりを推進するため、**公益財団法人東京都つながり創生財団設立（2020.10）**
 - ・国際交流委員会の事務を継承・拡充
 - ・都内全域の多文化共生を推進する中間支援組織としての取組を展開（多言語による外国人相談、地域日本語教育の推進、やさしい日本語の活用促進、外国人支援の専門人材の育成、都内における多文化共生団体等との連携・協働、多文化共生に関わる調査）

都の役割

- 広域自治体として区市町村の取組を支援し、区市町村単独では対応が困難な課題への対応
- 都域における多文化共生の推進に関する考え方の提示
- 区市町村主体の多文化共生施策の促進及び緊密な情報共有体制の整備
- つながり創生財団と連携し都内の多文化共生に関わる様々な団体との連携・協働の推進

東京都つながり創生財団の役割

- 広域的な中間支援組織として、区市町村や国際交流協会、外国人支援団体等とネットワークを形成し協働を推進
- 各団体の事業に対する支援やコーディネート機能を強化
- 多文化共生に関する調査研究を通じた課題の抽出・分析
- 地域で暮らす人々が共に支え合う共助社会づくりの取組を推進

多文化共生社会を実現するための各主体の役割

現行指針上の役割

区市
町村

【区市町村】

外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて最も重要な主体である。
地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる体制を整備し、外国人が日本人と共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。

【国際交流協会】

都や区市町村、東京都国際交流委員会と連携し、多文化共生推進のために、多言語情報の提供、相談事業、外国人と日本人の交流事業など、各地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが望まれる。

状況変化

- 都内区市町村の外国人人口や割合も増加。これまで多くの割合を占めていた永住者・定住者だけでなく、家族滞在等で在留する子供の数の増加など、幅広い年代の外国人が在住するように
- 外国人に最も身近な行政機関として、多文化共生の地域づくりを主体的に推進していくことが望まれる一方、多文化共生を推進する拠り所となる法整備が無い場合、地域の取組状況や体制に格差が生じている
- ウクライナ情勢による対応では、緊急避難的な外国人への支援を模索し、生活費支援をはじめ母子保健や就学支援などを通じて共生社会づくりの取組を推進する契機となった

区市町村の役割

- 外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおける最も重要な主体
- 地域住民の受入れ意識の醸成や、外国人と日本人が共に参加活躍できる地域づくりを推進
- 国際交流協会、NPOや民間支援団体など多様な主体との連携・協働を図るため、地域リソースの把握と、関係者同士の情報共有の場を設定

国際交流協会の役割

- 都や区市町村、都つながり創生財団と連携し、各地域の課題やニーズに応じた多文化共生の取組を推進

多文化共生社会を実現するための各主体の役割

現行指針上の役割	
NPO等 民間支援 団体	【支援団体】 外国人が抱える課題に対し、それぞれが持つ専門性を活かしたきめ細かい支援を行うとともに、地域活動等への積極的な参加を促すなどの取組を積極的に展開。今後、更に外国人と日本人が共に活躍できるサポートの役割を担うことも期待される。



状況変化

- 在住外国人の抱える問題・課題がより複雑化・個別化する中、行政では手の届かないきめ細かい・専門性を活かした取組を担う民間支援団体の存在は引き続き重要
- 近年は、受入れ側である日本人と外国人双方の生活上の悩みや課題を相互に補完するマッチング機会の提供や町会・自治会なども巻き込んだ地域課題へのアプローチ、リモートでの支援活動など、幅広い支援活動も増加
- 経済困窮や、医療や母子保健を受けるにあたって困難を抱える外国人への支援を行う担い手も顕在化（社会福祉協議会・国際NGOなど）

NPO等民間支援団体の役割

- **行政の手が行き届かない外国人が抱える課題に、各々が持つ専門性やノウハウを活かしたきめ細かい支援を展開**
- **外国人の地域活動への参加を促進する他、外国人と日本人が共に地域で活躍できるサポートの実施**

多文化共生社会を実現するための各主体の役割

現行指針上の役割

都民

【都民】

2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催都市である東京は、多様な文化、価値観、生活習慣等について理解し、尊重する都市であることが重要である。

そのためには、日本人・外国人共に全ての都民が、国籍・民族・宗教等の違いによる多様性を、寛容性を持って受け入れる意識を持つことが望まれる。

また東京で暮らす外国人は、日本の文化や習慣、ルール・マナーを理解して生活し、地域社会を担う重要な構成員として、日本人と共に活躍し、共に支え合うことが望まれる。

状況変化

○外国人も地域社会の一員として受入れ、地域の祭りや防災訓練を一緒に行う町会・自治会增加

○主に防災情報や行政情報の発信ツールとしてこれまで活用されてきた「やさしい日本語」は、地域におけるゴミ出しや学校における保護者向け通知など、活用の場がさらに広がりを見せている。

「やさしい日本語」は、誰にでもわかりやすいユニバーサルな言葉として、外国人だけでなく、子供、障害者、高齢者など様々な対象に使われるようになり、その認知度も着実に向上している。

○また、A I などの多言語翻訳ツールも普及し、生活に必要な手続き等での利用が拡大している

※都民の意識調査結果の分析も今後活用予定

都民の役割

- **都民一人ひとりが多文化共生の参画者であるという自覚**
- **違いを認め合い、多様性を受け入れる意識の醸成**
- **全ての都民が安心して暮らすための地域づくりへの参加・貢献**

多文化共生社会を実現するための各主体の役割

現行指針上の役割

企業

【企業】

多様性が新たな創造を生み、イノベーションにつながるという認識の下、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、外国人留学生や定住外国人の採用・育成に努めるとともに、外国人の文化や習慣を尊重し、企業への適応を促進し、その能力を発揮できる環境整備に努めることが求められる。また、外国人の活躍推進の取組を社会に向けて広く発信し、行政や大学等と連携し多様な社会づくりを推進することが期待される。

状況変化

- **外国人受入施策の方針転換に起因する外国人労働者数の増加（2023.5:200万人超）**
 - ・改正出入国管理及び難民認定法成立（2018.12）
 - ・新たな在留資格「特定技能」による受入れ開始（2019.4）、「特定技能2号」の分野拡大（2023.8）、「育成就労制度」の創設（2027）
 - ・二国間の経済連携協定に基づく看護・介護分野の特例的な受入れ制度（2008）
 - ・国家戦略特区制度における高度外国人材の積極的な受入れ・就労促進
- **外国人受入環境の整備**
 - ・外国人就労・定着支援研修の開始（2015）
 - ・日本語教育推進法に外国人等を雇用する事業主の責務が明記（2019）

企業の役割

- **外国人材の積極的採用・育成**
- **職務または生活に必要な日本語学習機会の提供等
企業への適応を促進するための環境整備**
- **外国人従業員の活躍推進の取組を広く社会に発信**
- **社会貢献活動としての、人材活用や人材育成、
マーケティング等のノウハウを地域社会へ還元**

多文化共生社会を実現するための各主体の役割（7）

現行指針上の役割

大学等

【大学等の教育研究機関】

グローバル化を推進し、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、外国人留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生活に対する適切なサポートを更に充実させていくことが求められる。

また、行政や企業との協働により、留学生の卒業後の東京における就業を積極的に支援することが望まれる。さらに、地域や企業等と連携して、留学生の地域社会への参画を進め、交流機会の確保を図るなど、多文化共生を推進する人材の育成に努めることも期待される。

状況変化

- 都内の在留資格別外国人数は「留学」が増加傾向。大学などの教育研究機関においては、留学生が高度な知識・技能を身に付け、日本国内への定着・活躍ができるよう支援する役割が引き続き求められている
- 近年は、グローバル化を醸成する環境（雰囲気）づくりのため、学生や教職員に対して、多様性の意識を高め、多文化共生への関心及び理解を促す取組も見られる

大学等の教育機関の役割

- **教育研究の国際通用性・国際競争力強化**
- **留学生の教育研究や生活への適切なサポート、日本人学生と留学生との交流を促進**
- **外国人留学生が高度な日本語を習得し、日本で活躍することを目指した教育体制の整備**
- **全ての学生や教員に対して多様性の意識を高め、多文化共生の関心や理解を促す魅力ある大学づくりの推進**

多文化共生社会を実現するための各主体の役割（8）

現行指針上の役割	
学校	<p>【学校（小学校・中学校・高等学校）】</p> <p>日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、将来の東京の発展を支える人材として、言語面・学習指導面において、適切なサポートを充実させていくことが期待されている。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック教育などを通じて共生意識を醸成し、日本人と外国人が共に活躍する社会を創造するグローバル人材を育成することが求められる。</p>

状況変化

- 在住外国人の増加に伴い、**日本語指導が必要な児童生徒も全国約7万人と増加傾向**（2023.5）
- 不就学の可能性がある外国につながる子供の数も増加傾向**（2023.5：全国8,601人）
- 都立高校における在京外国人生徒の募集枠設置校の増加（2012：3校 → 2020：8校）
- 日本語教育推進法（2019）及び日本語教育基本方針（2022）において「外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育」の施策を講じることが明記
- スクールソーシャルワーカーや日本語指導コーディネーターの設置など校内における日本語指導体制の取組や、外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握など、外国人の子供の教育の充実に向けた取組が推進
- こども基本法の施行（2022.4）及びこども大綱の制定（2022.12）
 - 外国籍の子供への支援の推進が明記
- 東京都子供政策連携室設置（2022）
 - 室を中心に関係局が連携し「日本語を母語としない子供」への支援を実施

学校（小学校・中学校・高校）の役割

- **外国人児童・生徒等の就学機会の確保を保障**
- **日本で生活していくために必要となる日本語教育や学習指導面における適切な支援体制の整備**
- **異文化理解・多文化共生の意識醸成やキャリア教育の充実など、グローバル人材の育成を推進**